

## 議 案 第 4 号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和3年2月9日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

第8期高齢者保健福祉計画の策定等に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市介護保険条例の一部を改正する条例

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「30, 864円」を「32, 472円」に改め、同項第2号中「43, 209円」を「45, 460円」に改め、同項第3号中「46, 296円」を「48, 708円」に改め、同項第4号中「55, 555円」を「58, 449円」に改め、同項第5号中「61, 728円」を「64, 944円」に改め、同項第6号中「68, 518円」を「72, 087円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該合計所得金が0を下回る場合には、0とする」に改め、同項第7号中「80, 246円」を「84, 427円」に改め、同項第8号中「101, 851円」を「107, 157円」に改め、同項第9号中「104, 937円」を「110, 404円」に改め、同項第10号中「117, 283円」を「123, 393円」に改め、同項第11号中「123, 456円」を「129, 888円」に改め、同項第12号中「129, 628円」を「136, 382円」に改め、同項第13号中「135, 801円」を「142, 876円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18, 518円」を「19, 483円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18, 518円」を「19, 483円」に、「30, 864円」を「32, 472円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18, 518円」を「19, 483円」に、「43, 209円」を「45, 460円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定につい

ての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条及び附則第10条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの保険料については、なお従前の例による。